

規約改定のお知らせ

株式会社 宝美
メディカルフィットネス La Santé
代表 阿部美津江

2020年4月26日付にて、「規約」の一部を改定いたします。
お手数ではございますが、改訂後の規約内容をご確認いただき、同意のうえ
ご利用いただけますようお願い申し上げます。

【改訂内容】

[諸費用の設定]に伴う規定に、一部追加いたしました。

改定前

第14条 本会は本規約に基づいて会員が負担すべき会費を含む諸費用を、
社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができる。
この場合、改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及びホームページに
て告知するものとする。

改定後

第14条 本会は本規約に基づいて会員が負担すべき会費を含む諸費用を、
社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができる。
この場合、改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及びホームページに
て告知するものとする。
次のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断す
るときは、施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができる。
①天災地変またはその他不可抗力等があったとき、またはその恐れがあるとき。
②施設の点検または施設や機器の修繕等を要するとき。③社会情勢の著
しい変化があったとき、またはその恐れがあるとき。④その他、本会が営業
することが困難または営業すべきでない事情が生じたとき、またはその恐れ
があるとき。
この場合、法令の定めまたは本会が認める場合を除き、会員が負担すべき会
費を含む諸費用の支払義務が軽減または免除されることはないものとする。

第17条 (4) 2020年4月26日より本改訂版を施行する。

以上